

竹野町史・民俗・文化財・資料編正誤表

349	347				344	339	337	312	312	頁		
11~12	14~15		13		9	10	2	3	14	11	行	
は、あるが、草飼の場合に	中町でも同じことをしたが、		草飼では、	中町・草飼などでは、	中町の	中町では、	中町では、	中町では、宇日神社前に	ここでは、花垣まきの三家は、一般地区民とは場所を異にして、単独で両墓制を営んでいた。	銘あるものとしては、	誤	
草飼で行なわれていた内容であるが、	(抹消)		(抹消)	草飼では、	草飼の	草飼では、	草飼では、	草飼では、鏡宮神社前に	明治二十八年の「墓籍帳」によると花垣総一郎家は、単独で両墓制を営んでいた。(別紙張り付け)	詣り墓の銘あるものとしては、	正	
	360	358	357	356	355		353	352		351	頁	
	12	3	14	3	17		16	8	6~7		15	行
	(中村・中町など)。	(中町)	中町・草飼でも、	中町も同様であるが、	草飼では、	草飼・中町では、	(羽入・中町など)	草飼同様	中町でも同じ行事が行なわれ、「ガンダ綱」と、羽入と同じ呼び方をしている。		草飼と中町で	誤
	(中村・草飼など)。	(草飼)	草飼でも	(抹消)	(抹消)	草飼では、	(羽入)	(抹消)	(抹消)		草飼で	正

## 竹野町史(民俗・文化財・資料編)の訂正方お願いについて

平素は、本町の歴史と文化に深いご理解を賜り、先般竹野町史をご購入いただきご活用いただいていることに対し深く感謝を申し上げます。

さて、大変ご迷惑をおかけいたしますが、町史に一部誤りが判明いたしましたので別紙のとおり訂正文をお届けいたします。お手数をおかけいたしますが、誤りの箇所には張りつけていただきますようよろしくお願いいたします。

また、合わせて別紙のとおり正誤表をお送りしますので、ご訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

### 記

誤りの箇所(その1)

312ページの14行目及び同ページ11行目

訂正理由

「なお、ここでは花垣まきの三家は、一般地区民とは場所を異にして、単独で両墓制を営んでいた。」となっておりませんが、実地調査等の結果、当阿金谷には花垣家が三家あり、その内の花垣総一郎家のみ明治28年の「墓籍帳」によると他家とは場所を異にして単独で両墓制を営んでいた。「なお、明治二十八年の『墓籍帳』によると、花垣総一郎家は単独で両墓制を営んでいた。」と、別紙張りつけ文により訂正するものです。……………14行目

また、11行目に「銘あるものとしては、……………」となっておりますが、何の銘あるものかわかりませんので「詣り墓の銘あるもの……………」と訂正するものです。(別紙正誤表のとおり)

誤りの箇所(その2)

337ページから360ページにかけて(別紙正誤表のとおり)

訂正理由

以上の中で、花房喜代次氏の記述を「万年青」13号から引用して、場所を「中町」としておりますが、全て「草飼」の誤りですので訂正するものです。

平成四年十一月

兵庫県城崎郡竹野町

町長 山本 雅 康

各位